

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第29号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(組織及び職名)

第2条 管理者の権限に属する事務を分掌させるため、次の表に掲げる部及び課を置くとともに、課に同表に掲げる係長及び区長を置く。

企画総務部	総務課	庶務係長 調査係長 情報化・ICT推進係長 契約係長
	職員課	労務係長 人事係長 給与安全衛生係長
	財務課	主計第一係長 主計第二係長 出納係長
	営業調査課	運賃制度係長 旅客動向分析係長 運賃収入係長
	営業推進課	企画推進係長 事業管理係長 広告係長 管財係長
自動車部	営業課	管理係長
	運輸課	運輸係長 安全監理係長 事業係長 路線計画係長
	技術課	車両係長 停留所管理係長 バス待ち環境係長
高速鉄道部	営業課	管理係長
	運輸課	運転係長 運輸係長 接客向上係長 運転指令区長
	技術監理課	監理係長 土木係長 建築係長 機械設備係長 竹田保線区長 醍醐保線区長
	高速車両課	車両係長 車両新造係長
	電気課	電力係長 信号保安係長 情報通信係長 電力区長 姉小路電気区長 醍醐電気区長

2 前項のほか、必要があるときは、事業所及びプロジェクトチームを設けることがある。

- 3 事業所の事務分掌については、別に定める。
- 4 局に次長，部に部長，課に課長を置く。
- 5 局に理事，監察監又は統括監察員，安全統括管理者，部に担当部長，課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。
- 6 担当部長及び担当課長の職名の前に，管理者が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第1項中「，技術長」及び「，室長」を削る。

第4条第1項中「（課を置かない室の室長を含む。）」を削る。

第5条中「及び室長」を削る。

第6条第1項中「，技術長」及び「，室長」を削り，同条第2項中「技術長及び」及び「，室長」を削り，同条第4項中「又は室長」を削る。

第7条総務課の項第2号中「局運営方針」の右に「及び経営評価」を加え，同項第20号を同項第24号とし，同項第19号の次に次の4号を加える。

- (20) ICTの推進に関すること。
- (21) 資材及び物品の購入並びに貸借の契約に関すること。
- (22) 工事その他の請負契約に関すること。
- (23) 請負工事及び購入物品の検収に関すること。

第7条財務課の項第1号中「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョンの進捗管理に関すること」を「経営健全化計画の策定に関すること」に改め，同項第2号中「及び経営評価」を削り，同項中第13号を削り，第14号を第13号とし，第15号を第14号とし，第16号を第15号とし，第17号から第29号までを削り，同項の次に次の2項を加える。

営業調査課

- (1) 運賃制度に関すること。
- (2) 無料乗車券の発行に関すること。
- (3) ICカード導入推進の総括に関すること。
- (4) スルッとKANSAI協議会との連絡及び調整に関すること。ただし，他の部の所管に属するものを除く。
- (5) 事業統計の統括に関すること。
- (6) 旅客の流動状況の調査及び分析に関すること。

- (7) 定期券発売学校の指定に関する事。
- (8) 運輸及び運送収入の調定に関する事。
- (9) 乗車券の調製、出納及び保管に関する事。

営業推進課

- (1) 旅客誘致対策並びに増収対策に係る事業計画の策定及び推進に関する事。
- (2) お客様ニーズの把握及び分析に関する事。
- (3) 駅ナカビジネスに関する事。
- (4) 広告の取扱いに関する事。
- (5) 付帯事業の研究及び開発並びに実施に関する事。
- (6) 京都市地下鉄・市バスお客様1日80万人推進本部に関する事。
- (7) 案内所及び定期券発売所の運営に関する事。
- (8) 拾得物の取扱いに関する事。
- (9) 事業用地及び建物等の取得価格並びに地上物件の移転等に伴う補償額の審査に関する事。
- (10) 資材及び物品の総合需給調整に関する事。
- (11) 貯蔵物品に関する事。
- (12) 不用品、廃品及び拾得物の処分に関する事。
- (13) 土地及び建物の管理、取得及び処分に関する事。
- (14) 用地の測量及び地上物件の査定に関する事。
- (15) 用地の高度利用に関する事。
- (16) 資産及び資産外備品の統括に関する事。
- (17) 資産の再評価に関する事。
- (18) 資産の保険事務に関する事。ただし、運転事故に係る損害保険事務を除く。
- (19) 資材及び物品の出納、保管及び整理に関する事。

第8条を削る。

第9条営業課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条技術課の項第6号中「乗合自動車の停留所施設の設置」の右に「、工事（電気設備に係るものを除く。）」を加え、「ただし、工事に関するものを除く。」を削り、同条を第8条とする。

第10条営業課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを

1号ずつ繰り上げ，同条技術監理課の項中第14号を削り，同条を第9条とする。

第11条を削り，第12条を第10条とする。

附 則

この規程は，令和3年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)